

## 青森県ハイリスク妊産婦アクセス支援事業実施要綱

### (目的)

第1 この事業は、出産年齢の高齢化等により妊娠・出産のリスクが高まる中で、青森県内に設置する総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター（以下「周産期母子医療センター」という。）から遠距離にある、妊娠の継続や出産の状況によって母子両者又はいずれかが重大な予後が予想される妊娠を抱える妊婦及びその出産による産婦（以下「ハイリスク妊産婦」という。）の通院等に係る交通費等の負担軽減を図ることにより、妊産婦の状態に応じた適時適切な医療を受けられる環境を整備し、妊産婦の不安解消と周産期死亡率の一層の低下に寄与することを目的とする。

### (実施主体)

第2 この事業の実施主体は、市町村とする。

### (県の助成)

第3 県は、市町村が第4に定める事業を行う場合に、当該市町村に対し、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

### (事業内容及び実施方法)

第4 市町村は、ハイリスク妊産婦が治療・分娩及びNICU（新生児特定集中治療室）又はGCU（新生児治療回復室）に入院する児の面会をするために周産期母子医療センターへ通院若しくは入院又は近隣の宿泊施設に待機宿泊する際に要する経費を助成する。

2 この要綱において「助成対象者」とは、次のいずれかに該当する者であって、事業実施市町村に在住しており同市町村に住民票がある者とする。

(1) 医科診療報酬点数表におけるハイリスク妊娠管理加算又はハイリスク分娩管理加算が算定され、周産期母子医療センターに通院又は入院している妊産婦

(2) ハイリスク妊娠管理加算又はハイリスク分娩管理加算に相当する疾患を有する等のために、周産期母子医療センターに通院している妊産婦

(3) 周産期母子医療センターのNICU（新生児特定集中治療室）又はGCU（新生児治療回復室）に入院している新生児をもつ産婦

3 この要綱において「助成対象経費」は、次に該当するものとする。なお、交通費の算定方法については、別表のとおりとする。

(1) 前項第1号又は第2号に該当する者が診療のために周産期母子医療センターに通院若しくは入院又は近隣の宿泊施設に待機宿泊するために負担した交通費及び宿泊費（ハイリスク妊娠管理加算及びハイリスク分娩管理加算に係る疾患について周

産期母子医療センターが設置される病院施設内の他科で受診した際の交通費及び宿泊費を含む)

(2) 前項第3号に該当する者が周産期母子医療センターのNICU(新生児特定集中治療室)又はGCU(新生児治療回復室)に入院する新生児に面会するために負担した交通費及び宿泊費

4 この要綱において「助成対象期間」は、次のとおりとする。

(1) 第2項第1号又は第2号に該当する者については、周産期母子医療センターでの診療を目的として通院又は待機宿泊を開始した日(以下「妊産婦通院等開始日」という。)から、周産期母子医療センターでの診療を目的とした通院又は待機宿泊が終了した日(以下「妊産婦通院等終了日」という。)と、出産後6週間を経過した日のいずれか早い日までとする。

(2) 第2項第3号に該当する者については、新生児が入院した日から児が退院した日又は出産後2ヵ月を経過した日のいずれか早い日までとする。

(3) 第2項第1号又は第2号に該当する者が第3号にも該当する場合は、妊産婦通院等開始日から、次のいずれか遅い日までとする。

①妊産婦通院等終了日と出産後6週間を経過した日のいずれか早い日

②児が退院した日と出産後2ヶ月を経過した日のうちいずれか早い日

なお、一連の助成対象期間を対象として、所定の助成金を交付するものとする。

5 助成金の申請は、助成対象者が、住民票のある市町村に対し行う。

助成対象期間初日と助成対象期間満了日が同一年度である場合は、当該対象期間における経費について、必要書類を揃えて同年度末までに申請する。また、助成対象期間満了日が助成対象期間初日に属する年度の翌年度となる場合は、助成対象期間初日から同一年度の3月31日までの経費について必要書類を揃えて同年度末までに申請するとともに、助成対象期間が満了した際は、その年の4月1日から助成対象期間満了日までの経費について必要書類を揃えて助成対象期間満了日の属する年度末までに申請する。

6 市町村が事業を行うに当たっては、次に定める様式を用いるものとする。

(1) ハイリスク妊産婦アクセス支援事業助成金申請書(第1号様式)

(2) 青森県周産期母子医療センターNICU・GCU面会状況報告書(第2号様式)

(周産期母子医療センターの役割)

第5 周産期母子医療センターは、第4に規定する市町村の事業の実施に協力するものとし、助成対象者から、第4第6項各号に掲げる書面について記載の求めがあった場合には、当該助成対象者の受診等の実態に即してこれらの様式の記入をする。

(その他)

第6 この要綱に定めるほか、本事業の推進に当たって必要な事項は、市町村、周産期母子医療センター及び県が協議のうえ別に定める。

附 則

この実施要綱は、令和3年4月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第4関係）

移動手段	交通費の積算方法
公共交通機関	<p>助成対象者が自宅又は宿泊施設（以下「自宅等」という。）から周産期母子医療センターへ移動するに当たって通常利用すると判断できる経路を利用した際の料金（往復利用可）。</p> <p>（バス又は鉄道の利用に当たり、通常利用される停留所間又は駅間の一般的な料金）</p>
タクシー	<p>助成対象者が自宅等から周産期母子医療センターへ移動した際の乗車運賃（往復利用可）。なお、有料道路及び駐車場を利用した際はその料金も加算する。</p>
自家用車	<p>助成対象者が自宅等から周産期母子医療センターまで移動するに当たって通常利用すると判断できる経路を利用した際の走行距離（1km未満端数切り捨て）に25円を乗じた額（往復利用可）。</p> <p>なお、有料道路及び駐車場を利用した際はその料金も加算するものとする。自家用車の運転は本人、家族等の別を問わない。</p>

- ※ 有料道路利用時は申請時に領収書を市町村に提出すること。なお、タクシー利用時の領収書には発着地を記載する。
- ※ 市町村は、助成対象者から提出された領収書の日付及び金額を確認し、写しを保管すること。
- ※ 急病時は、自宅等以外の地点から乗車し、その際に算定された額を申請することができる。
- ※ 市町村の実施要綱で通院回数に応じて定額の交通費を助成している場合には、その額を助成対象経費とすることができる。